

節電

使用していない照明やテレビ、パソコンなどのスイッチはこまめに切りましょう。また、LEDなどの省エネ型を使用することも有効です。



スイッチオフ!

生ごみ処理器「キエーロ」です。



ごみの減量

リサイクルできるものは資源ごみに、剪定枝や草葉は、剪定枝の収集日に出しましょう。生ごみはなるべく水分を切るか、生ごみ処理器を使用しましょう。

スマートエネルギー設備の利用

原子力や化石燃料に頼らない再生可能エネルギーへの転換を進めましょう。

町では、生ごみ処理器やスマートエネルギー設備（一般住宅用）の購入費用の助成をしています。詳しくは、町ホームページ又は直接お問い合わせください。

生ごみ処理器「キエーロ」の使い方

1 使用開始前（設置イメージ）

日当たりがよく、風の通る場所に置くのがお勧めです。

2 生ごみを数日間ためる

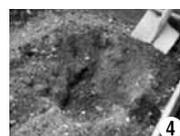
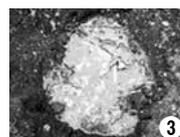
3~4日間、生ごみを蓋付きの容器にためます。水に濡らさないうちに容器に入れてください。米ぬかをかけておくと腐敗しにくく、発酵は進みます。（米ぬかをかけなくても問題はありません）

3 投入したときの様子

穴を約20cm掘り、たまった生ごみを入れて周りの土とよく混ぜます。その時、水をたっぷり入れて、シャベルで切るように混ぜると分解が早くなります。

4 土をかける

上から乾いた土をかぶせ、生ごみを完全に覆います。こうすることで虫や臭いの発生を防げます。



6月は環境月間 6月5日は環境の日

問 環境防災課 ☎84-0314

1972年6月5日からストックホルムで開催された「国際人間環境会議」を記念に定められたものです。国連では、この日を「世界環境デー」と定め、日本でも「環境基本法」で「環境の日」と定め、6月を環境月間としています。この機会に、環境にやさしい取り組みを始めてみませんか。

災害時要援護者拠点施設（福祉会館）

日常生活で何らかの介助や見守りが必要な方で、地域避難所や広域避難所では避難生活を送ることが、困難な方が利用することになります。



専門職登録制度にご登録を

専門職登録制度とは、介護福祉士や看護師などの有資格者で、大規模災害発生時に、要援護者の介助や見守りなどをできる方が、町に登録するものです。登録していただける方は福祉課までご連絡ください。

対象者

- 次の方が登録できます。
- 介護保険の認定を受けている方
- 障害者手帳を所持している方
- 乳幼児の保護者や妊娠中の方
- 外国籍の方
- その他、避難行動に支援が必要な方

登録するには

登録の際は、本人又は家族の同意が必要です。登録された個人情報、災害時の支援のために自治会関係者や民生委員など複数の関係者が共有することになります。

災害時要援護者登録制度

問 福祉課 ☎84-0316

町では、6月を登録強化月間に位置付けています。この登録制度は、大規模災害発生時に支援を必要とする高齢者や障がい者などを事前に把握するためのものです。登録されると、支援活動を円滑に行うことができます。